

東久留米市地域センター及び市民プラザ指定管理者の指定について

市では、東久留米市地域センター（東久留米市地区センター条例（平成17年東久留米市条例第39号）第6条に定める地域センター内地区センターを含む。）及び市民プラザの指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、令和7年12月2日の市議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立西部地域センター
- (2) 東久留米市立南部地域センター
- (3) 東久留米市立東部地域センター
- (4) 東久留米市滝山地区センター
- (5) 東久留米市ひばりが丘地区センター
- (6) 東久留米市大門町地区センター
- (7) 東久留米市市民プラザ

2 指定管理者の名称等

名 称 株式会社セイウン

代表者 黒川 晴予

所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

3 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

詳しくは、市民部生活文化課市民相談・施設係 電話042-470-7738～。

福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係 電話042-470-7741～。